

「こどもまんなか」を問う 61

「生きる」を多角的に捉えると生物学的側面、政治的側面、哲学的側面で考えることができます。端的に言うと、生物学的側面とは「生命維持」であり、政治学的側面とは「生活保障」であり、哲学的側面とは「生きる意味」であると思います。一方、生きる意味を考える時、ある人が絶望して、自らの生には何の意味もなかったと崩れている時に、いや、決してあなたの生は無意味ではない、と断言できる、つまり意味を与えることが、愛するということではなくて何でしょうかと哲学者佐々木中氏は述べています。こどもたちは、社会では自己責任論、同調圧力や能力主義、家庭では抑圧委譲、学校ではいじめや不適切な指導、標準化と規格化に重きを置く教育などのさまざまな不利要因に曝されながら生きています。私は日々ひきこもり相談で「生きていく意味を見出せない」、「私はこのまま生きていいのですか？」などの相談を受けています。その時には、上記のことを念頭に、「あなたが生きてきたことは無意味なことは一切なく、全てに意味があるのです」、「決してあなたのことは忘れません」という内容を伝えさせていただいております。

「こどもまんなか」を問う 62

こどもまんなかが叫ばれるようになって、各地でこどもの権利条例の制定が進んでいる。そのことは好ましい動きだと評価できる。しかし国の批准から 30 年が経過している。遅きに失したこれまでの日々である。いじめは収束しない、不登校は増加する一方で、結局はこどもたちを抜きにした議論と政策決定がなされた結果である。校内フリースクールとかの対処療法ではなく、教育基本法の改定などの教育の根底から変えていく根本療法を断行するしかないを考える。また、こどもの権利条例が制定されて、今後こどもの人権を尊重し、人権侵害があればその救済処置がなされる社会になっていくだろうが、今までのいじめを受けて人権侵害されてきた方々はどうなるのであろうか。彼らの存在は全く忘れられている。泣き寝入り、やられ損状態である。学校を卒業しても、全て終わってしまうのではない、それからの経済的社会的生活につながっていくことを忘れてはならない。これからのこどもの人権尊重を目指すのであれば、今までのいじめ被害者たちへの対応も当然必要となると考える。

「こどもまんなか」を問う 63

不登校支援サービスをワンパッケージでまとめていくことが必要です。こども基本法、教育機会確保法を根拠に富山県不登校手引き(ガイドライン)を改正して不登校支援サービスを書き込む。不登校支援サービスの中身は教育分野では、フリースクール利用サービス利用料補助、通学料金補助、学習補助サービス、図書館利用サービス、医療福祉分野では、居場所利用サービス、医療サービス、からできる内容を抽出し、あるいは新たに追加する。続いて、ひきこもりは、ひきこもり支援条例を制定して、ひきこもり支援サービスをワンパッケージにまとめる。ひきこもり支援条例はすでに埼玉県で制定されています。ひきこもり認定するために厚労省が定めたひきこもりの定義に準拠して相談員が聞き取りを在宅で行い、市町では社会福祉課が認定、支給決定を行う。支援サービスは当事者対象と家族対象を設定して、在宅サービス、居場所サービス、就労サービス等があり、在宅サービスはアウトリーチ相談員の訪問サービス、精神科医の往診サービス、障害年金受給申請等、居場所サービスは居場所利用サービス、居場所設置補助事業、居場所運営補助事業等、就労サービスは障害者対応の就労訓練、就労継続事業所を使えるようにする。共同生活支援サービス利用料補助、相談機関利用サービス交通費補助、給付型就労訓練サービス等 これらをひきこもり支援サービスとしてワンパッケージで示す。

「こどもまんなか」を問う 64

「不登校に官民連携強化」 11 月 11 日の北日本新聞社説では「不登校最多 35 万人～多様な学びを支えたい～」という表題であった。不登校の増加率が鈍化してきたことは注目すべきことである。その背景は学校が少しずつ変化してきていることがあると思われる。ところで、富山県では 2,600 人ほどの不登校のこどもたちのうち公的な教育支援センターやフリースクール等につながっているのは約 15%の 400 人ほどで、85%のこどもたちはどこにもつながっていない。これを解決していくためには、まず彼らを受け入れる施設を増やすこと、ついで各施設の充実がこれから求められる。特に県内の民間フリースクールは財政に課題を抱えている。これらの課題解決を早急に図る必要がある。それが図られていかないと官民連携に基づく多様な学びの実現はまだ時間がかかる。保護者支援拡充が強調されていることは重要である。不登校のこどもを持つ保護者支援は民間が「親の会」を開催して対応してきたが、これからは官民連携での取り組みが一層求められる。不登校のこどもを持ってきた経験を持つ民間人材を積極的に活用することが保護者支援の幅を広めるものとする。